自治体における石綿飛散防止に係る法令適用範囲及び条例の制定状況

資料2-2

平成24年6月27日 石綿飛散防止専門委員会(第1回)提出資料修正版

法令	事前調査	届出	濃度測定	作業基準	立入検査	その他
大気汚染防止法	なし	【レベル1, 2】 ・特定粉じん排出等作業 <義務対象者:特定工事を施工する者>	なし	・掲示板の設置 ・隔離、前室の設置 ・負圧管理、集じん・排気装置の使用 ・石綿含有建材の湿潤化 ・除去後の処理等 等	あり (特定工事の場所、特 定工事に係る建築物等)	・注文者の配慮(特定工事の 注文者は、作業基準の遵守を 妨げるおそれのある条件を付 さないように配慮) ・罰則(作業の実施の届出義 務違反、計画変更命令違反、 作業基準適合命令違反)
労働安全衛生法 · 石綿障害予防規則	【すべての解体工事】 ・建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。) ・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 〈義務対象者:事業者〉	【レベル1】(計画届) ・耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業 【レベル1、2】(作業届)・壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材)等が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散する恐れがあるものに限る)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業・吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業・上記の作業に類する作業	なし	・作業場所の隔離 ・集じん・排気装置の使用 ・負圧管理 ・前室の設置 ・立入禁止の表示 ・石綿含有建材の湿潤化 ・呼吸用保護具、作業衣の着 用 ・石綿作業主任者の選任 ・労働者の特別教育 ・洗浄設備 ・事前調査結果の掲示 等	あり (事業場に立入、帳簿 や書類の検査、収去、等)	・石綿等の使用の状況の通知 (発注者は、当該建築物等に おける石綿等の使用状況等を 通知するよう努める) ・建築物の解体工事等の条件 (注文者は、法及びこれに基 づく命令の規定の遵守を妨げ るおそれのある条件を付さな いように配慮) ・罰則(計画の届出義務違 反、作業停止命令等違反)
建設リサイクル法	有無を調査	【レベル1、2、3】 特定建設資材を用いた建築物等に係る以下の工事 ・床面積の合計が80㎡以上の 建築物解体 ・請負金額が1億円以上の建築物の修繕・模様替え等の工事 ・請負代金が500万円以上の 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事 〈義務対象者:対象建設工事 の発注者又は自主施工者〉	なし	(施工方法に関する基準) ・付着物の有無の調査、その他の対象建築物に関する調査・分別解体等の計画の作成・付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等	あり (対象建設工事の現場、対象建設工事受注者の営業所等)	・注者の責務(発注者は、費用の適正な負担等により、再資源化等の促進に努める) ・罰則(届出義務違反、計画変更命令違反、措置命令違反

古沙	事前調査	届出(法規定以外)	濃度測定				作業基準(法規定以	立人 横貸(法規定以	7.0/4
自治体名				対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度	外)	外)	その他
	なし	なし	【レベル1】	石綿繊維	【測定場所】	なし	なし	なし	なし
			・吹付け石綿の使用面積の合		・敷地境界				
			計50㎡以上		【測定頻度】				
茨城県					・作業中				
					・大気中への石綿の排出又は				
					飛散が最大になることが見込				
					まれる日を含む1日以上				
İ	【レベル1、2、3】	【レベル1、2】	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	なし	東京都告示第875号に準ずる	【レベル1、2】	なし
		・ 吹付け石綿の使用面積が			・敷地境界4地点		・石綿を含む水を排水する場	・ 吹付け石綿の使用面積が	
		15㎡以上			【測定頻度】		合は、ろ過処理その他の適切	15㎡以上	
東京都		・ 吹付け石綿、保温材等が			・作業前・作業時・作業後		な処理を講ずる。	・ 吹付け石綿、保温材等が	
		使用されている建築物の延べ			・作業期間が6日を超える場合		・石綿成形板を除去する場合	使用されている建築物の延べ	
		面積又は工作物の築造面積が			は、6日ごとに1回以上		は、当該石綿含有成形版を破	面積又は工作物の築造面積が	
		500㎡以上					断しない方法で除去する。	500㎡以 F	
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】	なし
								・吹付け石綿等が使用され、	
新潟県								もしくは疑いのある建築物の	
								所有者又は特定工事を施工す	
								る者又は事業場への立入検査	
								及び検査のための試料を収去	
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】	なし
								・特定工事の疑いがある工事	
石川県								の行われる場所	
								・石綿を飛散させている疑い	
								のある建築物	
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	特定粉じん排出作業を完了し
個 开吳									た時の届出
京都府	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1,2】
ンノヨトリカ									・不適正業者の公表
	【レベル1、2、3】	【レベル3】	【レベル1, 2】	総繊維数	【測定場所】	10本/L	【レベル1, 2】	【すべての解体工事】	【レベル1, 2, 3】
		石綿含有成形板の使用面積	・石綿使用面積50㎡以上		・敷地境界4地点		・石綿を含む水を排水する場	・事前調査の結果、石綿不使	事前調査結果の表示他
大阪府		が1,000㎡以上の場合			【測定頻度】		合の措置	用の表示のある建物	
, ALVIII					・作業前・作業時・作業後		【レベル3】	立入検査権限	
					・作業日数が6日を超える場合		・幕の設置、手作業による除		
					には、6日ごとに1回測定		去他		

				濃度	到定				
自治体名	事前調査	届出(法規定以外)		対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度	一 作業基準(法規定以外)	立入検査(法規定以外)	その他
	なし	【レベル3】	なし	なし	なし	なし	なし	【すべての解体工事】	なし
		・床面積80㎡以上の建築物の						・法による「特定粉じん排出	
		解体工事						等作業実施届出書」が提出さ	
		【石綿含有建材を使用してい						れているもの、実際に解体工	
		ない場合】						事が行われている、又は、行	
		・床面積1,000㎡以上の解体						われようとしている場合	
		工事を対象						・条例による「特定工作物解	
兵庫県		【その他】						体等工事実施届」が提出され	
		・配管保温材を石綿のない部						ているもの、実際に解体工事	
		分で切断するような解体・改						が行われている、又は、行わ	
		修工事の場合で、石綿飛散の						れようとしている場合	
		恐れのないもの						・建設リサイクル法の届出を	
								もとに立入を実施し、レベル	
								1、2、3の有無の確認、飛	
								散防止等の指導を実施	
	【レベル1, 2, 3】	[レベル3]	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	10本/Lを準用	[レベル3]	【レベル1, 2, 3】	【レベル1】
	10/701, 2, 31	10/0031	「レバンル」, 2」 ・作業期間が2日を超えるも	1	・ 別に場別 ・	10本/Lで学用		10/001, 2, 31	
							・シート養生、湿潤化、手ば		・事前調査結果の報告
			0		【策定頻度】		らし等		
鳥取県			【レベル3】		(レベレ1, 2)				
			・作業期間が2日を超えるも		・作業前・作業中・作業後				
			Ø		(レベル3)				
			・1,000㎡以上の成形板		・規定なし				
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2】	【用途毎に一定規模以上】
香川県								・石綿使用のおそれがある場	・吹付け石綿を使用している
省川宗								合等	建築物の届出
	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	なし	なし	なし	【レベル1】
					・集じん・排気装置の排出				・特定粉じん排出等作業完了
					口、前室の入口、除去作業場				届出
札幌市					の直近外周、除去作業室内				
					【測定頻度】				
					・作業中及び作業後				
	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	【レベル1、2】	なし
								・吹付け石綿等が使用され、	
								もしくは疑いのある建築物の	
新潟市								所有者又は特定工事を施工す	
								る者又は事業場への立入検査	
								及び検査のための試料を収去	
	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	10本/L	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	【レベル1, 2, 3】
	. , -		·		・敷地境界		・石綿含む水の石綿分離処理	・石綿使用のおそれがある場	・事前調査結果の表示
さいたま市					【測定頻度】		[レベル3]	 合	
					・作業前・作業中・作業後		・建材の手ばらし、原則、破		
					・作業が長期になる場合、6		砕・切断等を行わない		
					日を超えない石綿排出等作業		33.5 2/3/5		
					日数ごとに1回以上				

	事前調査	届出(法規定以外)	濃度測定						
自治体名				対象繊維	測定場所・頻度	基準濃度	作業基準(法規定以外)	立入検査(法規定以外)	その他
	なし	【レベル3】	【レベル1, 2, 3】	石綿繊維	【測定場所】	なし	【レベル3】	【レベル3】	なし
		・石綿を含有するセメント建			・作業場近辺及び敷地境界		・現場の入口に「石綿を含有	・新規の施工者や工法の場	
横浜市		材(使用面積合計が1,000m2			(4方位)		するセメント建材の解体作業	合、工事が大規模であったり	
(世 <i>洪</i> 中		以上) 及び石綿布					中」である旨掲示	民家が隣接している場合等に	
							- ・建築物にシートをかける	立入調査を実施し、養生の点	
							・建築物を湿潤化する 他	検や周知看板の確認を実施	
	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	【レベル1, 2】	石綿繊維	【レベル1, 2, 3】	なし	【レベル3】	【レベル3】	【事前調査結果届出】
		・石綿含有成形版の使用面積	・使用面積50m2以上の場合		【作業時】		・手ばらし、湿潤化、養生	・建築物の床面積が80m2以	・レベル1,2
		500m2以上	【レベル3】		・風下1地点を含む敷地協会		(建物の高さ以上、4面)	上の場合	・レベル3(石綿含有成形版
			・市長が必要と認めたとき		4地点				を使用している床面積80㎡以
					【作業前・後】				上)
					・敷地境界上の風下1地点				【大気濃度測定計画届出】
川崎市									・レベル1,2 (使用面積50
									㎡以上)
									【作業完了報告書】
									・レベル1,2
									・レベル3(石綿含有成形版
									の使用面積500㎡以上)
	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	10本/L	【レベル1, 2, 3】	なし	なし
		・使用面積1000㎡以上の場合	・合計使用面積50m以上		・敷地境界		・排出水の処理		
					【測定頻度】		【レベル3】		
堺市					・作業前・作業中・作業後		・飛散防止膜の設置、手ばら		
					・作業が6日を超える場合、		し、散水、掲示板の設置、排		
					6日を超えない石綿排出等作		出水の処理		
					業日数ごとに1回以上				
	【レベル3】		なし	なし	なし	なし	【レベル3】	【レベル3】	なし
	・使用面積80㎡以上が対象	・石綿を使用している場合、					・建材の手バラシ及び湿潤化	・業者へのヒアリングを行	
西宮市		80㎡以上						い、石綿使用の判断が困難な	
		【その他】						場合には、「石綿使用のおそ	
		・石綿を使用していない場						れがある」とみなしている。	
	[合、1000㎡以上	fi will a Di		ruichiest)	40-11	451	45.1	451
八王子市	【レベル1, 2】	なし	【レベル1, 2】	石綿繊維	【測定場所】	10本/L	なし	なし	なし
					・敷地境界4か所				
八土丁巾					【測定頻度】				
					・作業前・作業中・作業後				
	なし	【レベル3】	なし	なし	なし	なし	【レベル1, 2, 3】	【レベル3】	なし
加古川市	/ ⁴ U	・床面積80m以上の建築物の	/& U	/& U	/A U	/a U	・現場の湿潤化、養生、石綿	10,0031	/ ⁴ U
יויות באני		・床面債80m以上の建築物の 解体工事							
							含有水のろ過処理等		